

# 函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例

(平成4年12月17日 条例第43号)

沿革	平成 6.12.16 条例第45号	平成 13.12.19 条例第42号
	平成 7.12.25 条例第52号	平成 15. 9.26 条例第35号
	平成 8. 3.26 条例第8号	平成 16.11.17 条例第92号
	平成 8.12.19 条例第41号	平成 18. 3.24 条例第19号
	平成 9. 3.27 条例第10号	平成 18. 7. 7 条例第39号
	平成 10. 3.19 条例第9号	平成 23. 3.22 条例第11号
	平成 11.12.24 条例第45号	平成 25.12.18 条例第64号
	平成 12. 3.28 条例第25号	平成 27.12.10 条例第72号
	平成 12. 9.28 条例第59号	平成 30. 3.12 条例第27号
	平成 13. 3.28 条例第14号	平成 31. 3. 6 条例第9号
	平成 13. 6.27 条例第30号	

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和47年函館市条例第41号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
  - 第2章 一般廃棄物（第7条～第13条）
  - 第3章 産業廃棄物（第14条～第16条）
  - 第4章 雑則（第17条～第20条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、市、市民および事業者が協力して市の区域内における廃棄物の排出を抑制し、再生利用を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることにより、市民生活を営むうえでの良好な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、ならびに資源が循環して利用される都市の形成に資することを目的とする。

#### （用語の意義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

#### （市民の責務）

第3条 市民は、廃棄物を分別して排出するとともに、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる廃棄物を自ら処分することにより排出の抑制に努めなければならない。

2 市民は、使用する生活物資に関し、その購入等に当たっては廃棄物の排出の抑制について配慮し、および不用品の活用を図るとともに再生品の使用等により廃棄物の再生利用の推進に努めなければならない。

3 市民は、廃棄物の減量および適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

#### （事業者の責務）

第4条 事業者は、自らの責任において、その事業活動に伴って生じた廃棄物を分別し、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難となることがないような製品、容器等の開発を行うとともに、過大な包装を避け、容器等の回収を行うことにより廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、事業所で日常使用する物資に関し、不用品の活用を図るとともに、再生品の使用等により廃棄物の再生利用の推進に努めなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量および適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

#### （市の責務）

第5条 市は、市の区域内における一般廃棄物の減量に関し市民および事業者の自主的な活動の促進を図り、および分別して収集を行う等一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事

業を能率的に運営するため、職員の資質の向上、処理施設の整備および作業方法の改善等に努めなければならない。

- 2 市は、廃棄物の排出を抑制し、およびその適正な処理を確保するため、これらに関する市民および事業者の意識の啓発を図るよう努めるとともに、排出された廃棄物の再生利用等を推進するための施策を講ずるよう努めなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地または建物の占有者（占有者がいない場合にあつては、管理者とする。以下同じ。）は、市が行う一般廃棄物の処理に支障のないように、当該土地または建物の周囲の除雪を行う等整理に努めるとともに、当該土地または建物の清潔を常に保つように努めなければならない。

- 2 土地の占有者は、当該土地が空地となっている場合には、草刈りを行う等常に適正な管理をするものとし、不法投棄を誘発し、または都市の美観を損なうことがないようにしなければならない。
- 3 道路、公園等公共の場所を利用する者は、当該公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 4 前項の公共の場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を常に保つように努めなければならない。

## 第2章 一般廃棄物

(一般廃棄物処理計画の告示)

第7条 市長は、法第6条第1項の一般廃棄物処理計画を定めたときは、当該計画について基本的事項を告示する。

- 2 前項の計画に大きな変更があつた場合は、そのつど告示する。

(市が処理する一般廃棄物)

第8条 市の区域内の一般廃棄物は、市がこれを収集し、運搬し、および処分する。ただし、収集、運搬または処分に際し特別の取扱いを要する一般廃棄物で規則で定めるもの、処理することが適当でない一般廃棄物として市長が別に定めるものおよび事業活動に伴って生じた一般廃棄物については、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、特に市長が認めるものについては、市が収集し、運搬し、または処分することができる。

(市が処理する一般廃棄物の排出方法)

第8条の2 市が収集し、運搬し、および処分する一般廃棄物（資源ごみ（容器包装に係る分別

収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうち市長が指定するものをいう。以下同じ。）、し尿および浄化槽汚泥を除く。以下この条において同じ。）を排出しようとするときは、規則で定めるごみ袋を使用し、または規則で定めるごみ処理券をその排出しようとする一般廃棄物にはり付けなければならない。

(事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物)

第9条 法第6条の2第5項の規定により市長が減量に関する計画の作成、運搬すべき場所およびその運搬の方法等を指示することができる事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物は、規則で定める。

(ごみの集積設備等の改善指導)

第10条 土地または建物の占有者が設けるごみの集積設備および集積場所ならびに便槽の構造等については、市が行う一般廃棄物の処理に支障のないようにしなければならない。

- 2 市長は、前項のごみの集積設備および集積場所ならびに便槽の構造等について、市が行う一般廃棄物の処理に支障があると認めるときは、その改善を指導することができる。

- 3 土地または建物の占有者は、前項の規定により指導を受けたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

(市民の遵守事項)

第11条 ごみ袋等ごみの容器または便槽には、有毒性または危険性を有するものその他市が行う一般廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれのあるものを混入してはならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第12条 第8条の規定により市が一般廃棄物の処理をする場合において、当該一般廃棄物の種類および処理が別表第1に掲げる一般廃棄物の種類および処理の区分に該当するときは、手数料を徴収する。

- 2 前項の手数料の額は、別表第1に掲げる一般廃棄物の種類および処理の区分に応じ、同表に掲げる金額に基づき算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物（浄化槽汚泥を除く。）を第8条第1項本文の規定により収集し、運搬し、および処分する場合の手数料の額は、同表に掲げる金額に基づき算定した額とする。

- 3 既納の第1項の手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

4 第1項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

(手数料の減免)

第13条 市長は、災害その他特別な事情があると認めるときは、前条第1項の手数料を減免することができる。

### 第3章 産業廃棄物

(市が処理する産業廃棄物の種類等)

第14条 法第11条第2項の規定により、市(函館市戸井廃棄物最終処分場を除く。)が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処理することができる固形状のもので、かつ、その量が一般廃棄物の処理に支障のない量のものとし、その種類については、必要のつど市長が指定する。

2 函館市戸井廃棄物最終処分場が処理する産業廃棄物は、固形状のものとし、その種類については、必要のつど市長が指定する。

(産業廃棄物の処理に係る使用料)

第15条 前条の産業廃棄物を市が処理するとき、別表第2に掲げる処理の区分に応じ、使用料を徴収する。

2 前項の使用料の額は、別表第2に掲げる処理の区分に応じ、同表に掲げる金額に基づき算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

3 既納の第1項の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

4 第1項の使用料の徴収方法については、規則で定める。

(産業廃棄物の処理に係る使用料の減免)

第16条 市長は、災害その他特別な事情があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。

### 第4章 雑則

(一般廃棄物処理業の許可等の手数料)

第17条 次の各号に掲げる許可もしくは許可の更新、定期検査、認定もしくは認定の更新または認可の申請をする者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を、当該申請の際に納付しなければならない。

- (1) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可 15,200円
- (2) 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新 13,800円
- (3) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可 19,000円
- (4) 法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新 17,800円
- (5) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般

廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可 13,400円

(6) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可 17,400円

(7) 法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設 130,000円

イ アの一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設 110,000円

(8) 法第8条の2の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の定期検査 31,000円

(9) 法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設 120,000円

イ アの一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設 100,000円

(10) 法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定 28,000円

(11) 法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の更新 18,000円

(12) 法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可 68,000円

(13) 法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併または分割の認可 68,000円

(14) 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定 147,000円

(15) 法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定 134,000円

(16) 法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可 81,000円

(17) 法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新 73,000円

(18) 法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可 100,000円

(19) 法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新 94,000円

(20) 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可 71,000円

- (21) 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可  
92,000円
- (22) 法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可 81,000円
- (23) 法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新  
74,000円
- (24) 法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可 100,000円
- (25) 法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新 95,000円
- (26) 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可  
72,000円
- (27) 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可  
95,000円
- (28) 法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額  
ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設 140,000円  
イ アの産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設 120,000円
- (29) 法第15条の2の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の定期検査 31,000円
- (30) 法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額  
ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設 130,000円  
イ アの産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設 110,000円
- (31) 法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定 28,000円
- (32) 法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定の更新 18,000円
- (33) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受けまたは借り受けの許可 68,000円
- (34) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併または分割の認可  
68,000円  
(調査)

第18条 土地または建物の占有者は、市長がこの条例に定める一般廃棄物処理手数料の徴収のため行う調査を拒み、または妨げてはならない。

(清掃指導員)

第19条 市長は、この条例の目的の達成に必要な事項について指導させるため、清掃指導員を置く。

(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 函館市手数料徴収条例（昭和22年函館市条例第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成6.12.16 条例第45号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7.12.25 条例第52号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8.3.26 条例第8号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8.12.19 条例第41号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9.3.27 条例第10号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10.3.19 条例第9号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11.12.24 条例第45号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12.3.28 条例第25号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12.9.28 条例第59号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13.3.28 条例第14号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成13.6.27 条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13.12.19 条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15.9.26 条例第35号）

この条例中〔中略〕第2条の規定は平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16.11.17 条例第92号）

- 1 この条例は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際一般の家庭に現にある廃止前の南茅部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和50年南茅部町条例13号）別表1 1燃えるごみ、燃えないごみの項に規定する容量10リットル、20リットルまたは40リットルの指定袋は、それぞれ改正後の函館市廃棄物の処理

および清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1ごみ処理手数料の項一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物の処理（改正後の条例第8条第1項本文の規定によるものに限る。）に係る金額欄に規定する10リットル袋、20リットル袋または40リットル袋として、この条例の施行の日以後においても使用することができる。

- 3 この条例の施行の前日に廃止前の戸井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年戸井町条例第13号）、南茅部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例または恵山地区衛生処理組合し尿・ごみ処理条例（昭和47年恵山地区衛生処理組合条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附則（平成18.3.24 条例第19号）

この条例は、平成18年6月1日から施行する。

附則（平成18.7.7 条例第39号）

- 1 この条例は、北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）の施行の日から施行する。（平成18年10月1日から施行）
- 2 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の別表第2の規定の適用については、同表中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

この条例の施行の日から 平成19年3月31日まで	10円	3円30銭
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	10円	6円60銭

附則（平成23.3.22 条例第11号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成25.12.18 条例第64号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料について適用し、施行日前の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後の一般廃棄物（函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「廃棄物処理条例」という。）

別表第1ごみ処理手数料の項およびし尿処理手数料の項に規定するものに限る。以下この項において同じ。）の収集、運搬および処分に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物の収集、運搬および処分に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

- 4 施行日以後における一般廃棄物処理券（施行日前に廃棄物処理条例別表第1焼却処分手数料の項（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物に係る部分に限る。）または埋立処分手数料の項（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物に係る部分に限る。）に係る改正前の廃棄物処理条例に基づき算定された一般廃棄物処理手数料をあらかじめ納入した者に当該一般廃棄物処理券の納入により交付された一般廃棄物処理券をいう。）については、当該一般廃棄物処理券1枚につき9円を加算して使用することができる。
- 5 施行日以後における埋立処分場使用券（施行日前に廃棄物処理条例別表第2埋立処分場使用料の項（函館市七五郎沢廃棄物最終処分場、函館市恵山廃棄物最終処分場または函館市南茅部廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物に係る部分に限る。）に係る改正前の廃棄物処理条例に基づき算定された産業廃棄物の処理に係る使用料をあらかじめ納入した者に当該産業廃棄物の処理に係る使用料の納入により交付された埋立処分場使用権をいう。）については、当該埋立処分場使用券1枚につき20円を加算して使用することができる。

附則（平成27.12.10 条例第72号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（次項および附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料について適用し、施行日前の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成29年3月31日までの間は、改正後の条例別表第1焼却処分手数料の項および埋立処分手数料の項中「94円」とあるのは「52円」と、改正後の条例別表第2焼却工場使用料の項中「141円」とあるのは「123円」と、同表埋

埋立処分場使用料の項中「163円」とあるのは「100円」とする。

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の条例別表第1焼却処分手数料の項および埋立処分手数料の項中「94円」とあるのは「73円」と、改正後の条例別表第2焼却工場使用料の項中「141円」とあるのは「132円」と、同表埋立処分場使用料の項中「163円」とあるのは「132円」とする。
- 5 施行日以後における一般廃棄物処理券（施行日前に函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「廃棄物処理条例」という。）別表第1焼却処分手数料の項（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物に係る部分に限る。）または埋立処分場手数料の項（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物に係る部分に限る。）に係る改正前の廃棄物処理条例に基づき算定された一般廃棄物処理手数料をあらかじめ納入した者に当該一般廃棄物処理手数料の納入により交付された一般廃棄物処理券をいう。以下同じ。）については、券面に表示された一般廃棄物の重量にかかわらず、搬入する一般廃棄物の焼却処分または埋立処分に係る改正後の条例の規定に基づき算定された一般廃棄物処理手数料の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下「改正後手数料額」という。）が346円に使用する一般廃棄物処理券の枚数を乗じて得た額（以下「処理券額」という。）以下となる場合は、当該枚数の一般廃棄物処理券を提出することにより一般廃棄物を搬入することができ、改正後手数料額が処理券額を超える場合は、その差額を加算して当該枚数の一般廃棄物処理券を提出することにより一般廃棄物を搬入することができる。
- 6 施行日以後における埋立処分場使用券（施行日前に廃棄物処理条例別表2埋立処分場使用料の項（函館市七五郎沢廃棄物最終処分場、函館市恵山廃棄物最終処分場または函館市南茅部廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物に係る部分に限る。）に係る改正前の廃棄物処理条例に基づき算定された産業廃棄物の処理に係る使用料をあらかじめ納入した者に当該産業廃棄物の処理に係る使用料の納入により交付された埋立処分場使用券をいう。以下同じ。）については、券面に表示された産業廃棄物の重量にかかわらず、搬入する産業廃棄物の埋立処分に係る改正後の条例の規定に基づき算定された産業廃棄物の処理に係る使用料の額（その額に1円未満の端数があるとき

は、これを切り捨てる。以下「改正後使用料額」という。）が746円に使用する埋立処分場使用券の枚数を乗じて得た額（以下「使用券額」という。）以下となる場合は、当該枚数の埋立処分場使用券を提出することにより産業廃棄物を搬入することができ、改正後使用料額が使用券額を超える場合は、その差額を加算して当該枚数の埋立処分場使用券を提出することにより産業廃棄物を搬入することができる。

附 則（平成 30. 3. 12 条例第 27 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31. 3. 6 条例第 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。（経過措置）
- 2 改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料について適用し、施行日前の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後の一般廃棄物（函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例別表第 1 ごみ処理手数料の項およびし尿処理手数料の項に規定するものに限る。以下同じ。）の収集、運搬および処分に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物の収集、運搬および処分に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

別表第1（第12条関係）  
一般廃棄物処理手数料

手数料の種類	一般廃棄物の種類 および処理の区分	金額	
ごみ処理手数料	一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。以下この表において同じ。）を第8条第1項本文の規定により収集し、運搬し、および処分するとき。	(1) 燃やせるごみ (2) 燃やせないごみ	ア 規則で定めるごみ袋1枚により排出されたもの (ア) 5リットル袋 10円 (イ) 10リットル袋 20円 (ウ) 20リットル袋 40円 (エ) 30リットル袋 60円 (オ) 40リットル袋 80円 イ 規則で定めるごみ処理券1枚をはり付けてひとまとめにして排出されたもの 80円
		(3) 規則で定める粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。）	規則で定めるごみ処理券1枚をはり付けて排出されたもの ア 30キログラム未満のもの 200円 イ 30キログラム以上50キログラム未満のもの 400円 ウ 50キログラム以上のもの 600円
	事業活動に伴って生ずる一般廃棄物を第8条第2項の規定により収集し、運搬し、および処分するとき。	(1) 燃やせるごみ (2) 燃やせないごみ	ア 規則で定めるごみ袋1枚により排出されたもの (ア) 20リットル袋 120円 (イ) 40リットル袋 240円 イ 規則で定めるごみ処理券1枚をはり付けてひとまとめにして排出されたもの 240円
		一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物のうち、第8条第1項ただし書の規則で定めるものまたは市長が別に定めるものを同条第2項の規定により収集し、運搬し、および処分するとき。	(1) 燃やせるごみ (2) 燃やせないごみ
(3) 粗大ごみ	規則で定めるごみ処理券1枚をはり付けて排出されたもの ア 30キログラム未満のもの 400円 イ 30キログラム以上50キログラム未満のもの 800円 ウ 50キログラム以上のもの 1,200円		
し尿処理手数料	一般の家庭から排出するし尿を収集し、運搬し、および処分するとき。	(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域のうち市長が指定する区域または函館市支所設置条例（昭和31年函館市条例第30号）別表に定める函館市戸井支所、函館市恵山支所、	ア 200リットル以下の場合 600円 イ 200リットルを超える場合 100リットルまでごとに 300円

	函館市榎法華支所もしくは函館市南茅部支所の所管区域の一般の家庭から排出するし尿	
	(2) 前号に掲げる区域以外の区域の一般の家庭から排出するし尿	1月につき当該家庭に属する者の数に300円を乗じて得た額。ただし、し尿の収集、運搬および処分の回数が1月につき1回を超えるとときは、当該超える回数1回につき1,020円を加算する。
	一般の家庭以外から排出するし尿を収集し、運搬し、および処分するとき。	(1) 1月当たりの排出量が3,000リットル以下の場合 200リットルまでごとに1,500円 (2) 1月当たりの排出量が3,000リットルを超え5,000リットル以下の場合 200リットルまでごとに2,000円 (3) 1月当たりの排出量が5,000リットルを超える場合 200リットルまでごとに2,200円
浄化槽汚泥処分手数料	事業用建物に係る浄化槽汚泥であって市長が指定するし尿処理場に搬入されたものを処分するとき。	20リットルまでごとに90円
	事業用建物に係る浄化槽汚泥以外の浄化槽汚泥であって市長が指定するし尿処理場に搬入されたものを処分するとき。	20リットルまでごとに40円
焼却処分手数料	事業活動に伴って生ずる一般廃棄物であって市長が指定する焼却工場に搬入されたものを処分するとき。	10キログラムまでごとに94円
	一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物であって市長が指定する焼却工場に搬入されたものを処分するとき。	10キログラムまでごとに24円
埋立処分手数料	事業活動に伴って生ずる一般廃棄物であって市長が指定する埋立処分場に搬入されたものを処分するとき。	10キログラムまでごとに94円
	一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物であって市長が指定する埋立処分場に搬入されたものを処分するとき。	10キログラムまでごとに24円
し尿処分手数料	一般の家庭以外から排出するし尿であって市長が指定するし尿処理場に搬入されたものを処分するとき。	200リットルまでごとに630円

備考 「燃やせるごみ」とは、可燃性の一般廃棄物のうち市長が指定するものをいい、「燃やせないごみ」とは、一般廃棄物のうち燃やせるごみ、粗大ごみおよび資源ごみ以外のものをいう。

別表第2 (第15条関係)

産業廃棄物の処理に係る使用料



使用料の種類	処 理 の 区 分	金 額
焼却工場使用料	市長が指定する焼却工場に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	次に掲げる額の合計額 (1) 10 キログラムまでごとに 141 円として算定した額 (2) 10 キログラムにつき 10 円として算定した額に 1,100 分の 124 を乗じて得た額
埋立処分場使用料	函館市七五郎沢廃棄物最終処分場，函館市恵山廃棄物最終処分場または函館市南茅部廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	10 キログラムまでごとに 163 円
	函館市戸井廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	(1) 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 58 条の規定により交付を受けた自動車検査証に記載されている最大積載量 (以下この表において「最大積載量」という。)が 1,000 キログラム以上 2,000 キログラム未満の自動車により搬入されたもの 1 台につき 2,000 円 (2) 最大積載量が 2,000 キログラム以上 4,000 キログラム未満の自動車により搬入されたもの 1 台につき 4,000 円 (3) 最大積載量が 4,000 キログラム以上の自動車により搬入されたもの 1 台につき 8,000 円 (4) 道路運送車両法に規定する道路運送車両 (前 3 号に掲げるものを除く。)により搬入されたもの 1 台につき 1,000 円 (5) 前各号に掲げる方法以外の方法により搬入されたもの 1 回につき 1,000 円